平成２６年（フ）第１３９８号
横浜市保土ケ谷区法泉１丁目２番28号
債務者　中込　祥雄
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９４号
横浜市青葉区梅が丘25番地45　ビューハイツコジマ106
債務者　青木　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２９号
釧路市新富士町２丁目６番17号　コーポ森10号室
債務者　荒谷　宏幸
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４９７号
東京都町田市高ヶ坂３丁目35番Ａ６―12号
債務者　伊藤　久子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６４７号
東京都町田市相原町2972番地７
債務者　渡邊　　勲
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３４５号
静岡市駿河区小鹿85番地の８　テルセーラ302号
債務者　横江　秀明
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７１号
静岡県浜松市南区下江町741番地の１　エトワール・アスカ202号、前住所和歌山県和歌山市延時144番地の19
債務者　尾方　浩平
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
岡山市北区中山下２丁目５番20―406号
債務者　山路　充江
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５７号
岡山市南区藤田773番地45シャインプラネット103号
債務者　光辻　　博
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９２号
長崎県佐世保市崎岡町971番地２　崎岡団地３棟103号
債務者　山田裕太郎
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
長崎県佐世保市松山町３番１号
債務者　一ノ瀬清也
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
長崎県佐世保市須佐町14番20号、前住所佐賀県藤津郡塩田町大字馬場下甲602番地１
債務者　牧山　啓久
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２７６号
静岡市葵区飯間1666番地
債務者　山本　　暁
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４６号
北海道上川郡清水町御影東６条５丁目２番地２
債務者　三輪　恭平
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
北海道帯広市東１条南９丁目14番地１　クレードルマンション301号
債務者　岩谷　千鶴
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係